

医療法人フジタ

グループホーム「ポプラ」

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが設置する医療法人フジタ グループホーム「ポプラ」（以下「事業所」という。）において実施する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員が、認知症の症状を伴う要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、あま市、連携する協力医療機関に加え、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 「あま市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人フジタ グループホーム「ポプラ」
- (2) 所在地 愛知県あま市七宝町伊福河原136番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業に関する法令

等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名以上

それぞれの利用者の心身に応じた介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 8名以上

介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(4) 看護師 1名以上

利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連携及び調整を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 1ユニット 9名

2ユニット 9名

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所で行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおり

とする。

(1) 介護計画の作成

(2) 相談、援助

(3) 食事の提供及び入浴、排せつ、食事の介助

(4) 日常生活上の世話

(5) 日常生活の中での機能訓練

(6) 健康管理

(7) 緊急時の対応

(8) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

4 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画中に1度はモリタニングを行うものとする。

5 介護計画の作成後においても、必要に応じて変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。(利用料金表参照) ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- 2 家賃については、1,680円／日を徴収する。
- 3 共益費については、660円／日を徴収する。
　　日常生活費について 255円／日を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
　　朝食 310円／回
　　昼食 620円／回 おやつ 100円／回
　　夕食 520円／回
- 5 光熱水費については、510円／日を徴収する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるものの実費について徴収する。
- 7 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- 8 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者〔要支援者〕であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の

連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 事業所従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、あま市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所従業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。
- 2 事業所従業者に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

(苦情処理)

- 第13条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した(介護予防) 認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定によりあま市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該あま市からの質問若しくは照会に応じ、及びあま市が行う調査に協力するとともに、あま市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した(介護予防) 認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦

情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第14条 事業所において実施する事業の内容について、第18条第2項に定める運営推進会議にて報告する。

2 前項に定める内容は、事業所が提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをあま市に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所従業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

(地域との連携など)

第18条 事業所従業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、あま市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する

地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 事業所従業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 繼続研修 隨時

- 2 事業所従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させたため、事業所従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、採用時に提出した誓約書に記載のあることを周知させる。
- 4 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この運営規程は、平成29年3月25日から施行する。
- 2 この運営規定は、平成30年12月1日から一部改正する。
- 3 この運営規定は、令和1年5月1日から一部改正する。
- 4 この運営規定は、令和1年8月1日から一部改正する。
- 5 この運営規定は、令和1年10月1日から一部改正する。
- 6 この運営規定は、令和3年10月1日から一部改正する。
- 7 この運営規定は、令和4年10月1日から一部改正する。
- 8 この運営規定は、令和6年 1月1日から一部改正する。